

改訂の主なポイント

1 生徒指導提要の改訂等に伴ういじめ問題への対応の強化・徹底

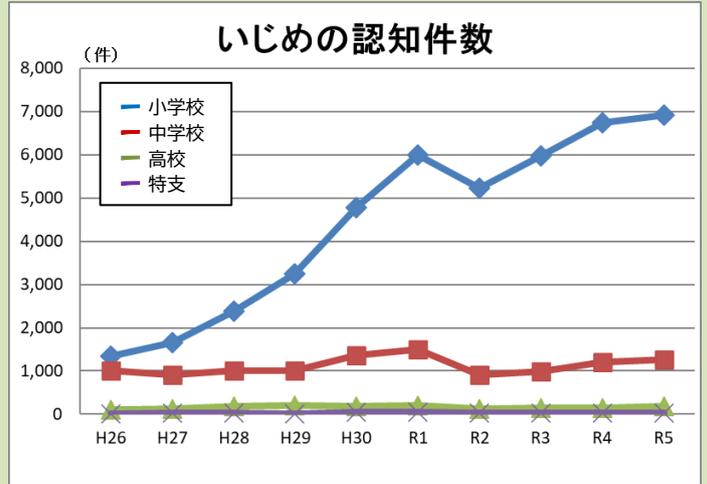
- ①いじめを受けた児童生徒の安全・安心の確保
- ②学校いじめ防止基本方針の策定・公開・説明
- ③保護者との連携
- ④いじめ早期発見のための対策

2 警察との連携の徹底

3 いじめ重大事態への適切な対応

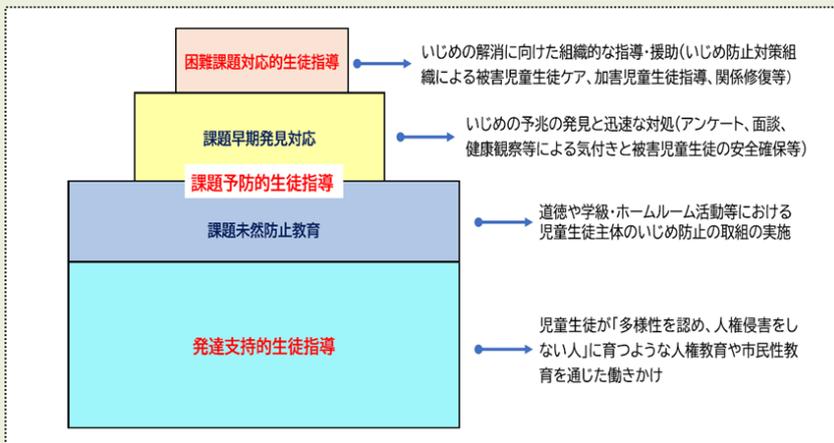
※具体的な内容は方針P.3を参照

いじめをめぐる現状



令和5年度のいじめの認知件数(県内公立)
 小学校6,926件 中学校1,274件
 高校 183件 特支 25件
 児童生徒1,000人当たりの認知件数
 山梨県119.1件(全国国公立57.9件)

いじめに関する生徒指導の重層的支援構造 ～生徒指導提要より～



【未然防止に向けた生徒指導】

○課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

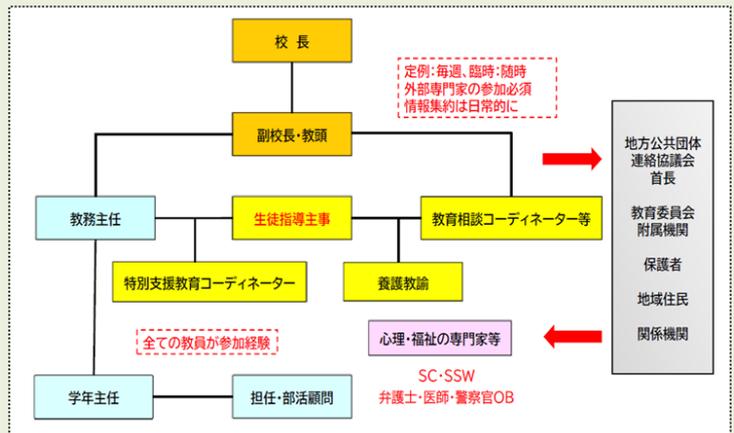
○発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織(方針P.11～)

組織の役割

- いじめ問題対策の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- 緊急会議の開催
- 情報の集約と共有化
- 学校いじめ防止基本方針の点検・検証
- 重大事態調査組織の母体(学校主体の調査の場合)



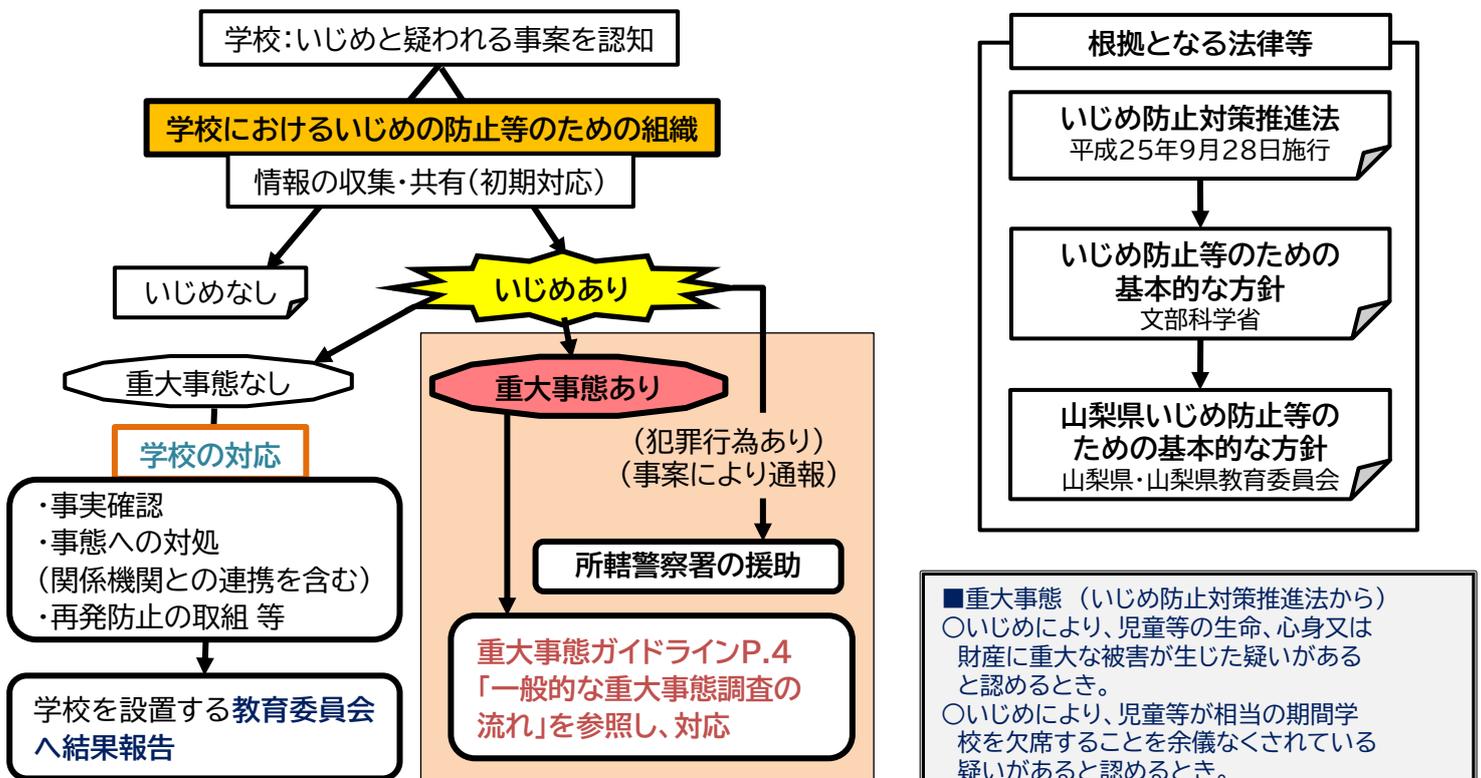
学校いじめ対策組織の例(生徒指導提要)

山梨県いじめの防止等のための基本的な方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

①児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と②一定の人間関係にある他の児童生徒が行う③心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が④心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

法に規定されるいじめ事案への対応（方針P.19）



Point

- ①組織への報告(特定の教職員の抱え込みの禁止)
- ②初期対応(丁寧な聴き取り・組織的な対応)
- ③関係機関等との適切な連携

いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)」により、適切に対応する。



山梨県いじめの防止等のための基本的な方針

https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/jidouseitoshien/ijime_hutoko_soudan/kihonhoshin.html

